

島交企甲第1107号
島交指甲第 156号
島運免甲第1052号
平成22年3月3日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）は、平成21年4月24日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第290号）により、平成22年4月19日から施行されることとなった。

また、同法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（平成21年国家公安委員会告示第29号）が平成21年12月18日に公布され、平成22年4月19日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、高齢運転者等を支援し、交通事故の防止を図るための高齢運転者等専用駐車区間制度に関する規定の整備に係るものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「法」： 道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「令」： 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「府令」： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「命令」： 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

第1 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

1 趣旨

平成20年中に70歳以上の高齢運転者が第1当事者となった死亡事故の件数は674件であり、平成18年以降は減少傾向にあるものの、死亡事故全体に占める割合は年々高くなっている。また、70歳以上の高齢運転者が第1当事者となった死亡事故を免許保有者10万人当たりの件数で見ると、平成20年中は10.32件であり、平成18年以降は減少傾向にあるものの、69歳以下（5.38件）と比較して1.9倍と高くなっている。このように、高齢運転者をめぐる交通事故情勢は、依然として厳しいものがある。

そこで、今後ますます進展する高齢社会を迎えるに当たり、身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれがある高齢運転者を、安全で快適な駐車環境を提供することにより支援し、交通事故の防止を図ることとなったものである。

また、法第71条の6第1項又は第2項に規定する者及び妊娠中又は出産後8週間以内の者についても、身体機能の制限が運転に影響を与えるおそれがあることから、同じく支援することとなったものである。

2 内容

(1) 高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例

法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で、次に掲げるもの（以下「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が府令第6条の3の2第1項で定めるところによりその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。)に届出をしたものに限る。)であって、当該高齢運転者等が法第45条の2第2項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齢運転者等標章自動車」という。)は、法第44条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は法第45条第1項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等(指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」)により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができることとされた。

ア 70歳以上の者

イ 法第71条の6第1項に規定する者(両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者)

ウ 法第71条の6第2項に規定する者(肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者)

エ 妊娠中又は出産後8週間以内の者

(法第45条の2第1項、令第14条の5、府令第6条の3の2第1項、令別表第1)

(2) 高齢運転者等標章の申請及び交付等

ア 高齢運転者等標章の申請及び交付

(ア) 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が法第45条の2第1項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す府令別記様式第1の3の3の高齢運転者等標章を交付することとされた(法第45条の2第2項、府令第6条の3の2第3項)。

(イ) 法第45条の2第1項の届出及び同条第2項の申請は、府令別記様式第1の3の2の申請書(高齢運転者等標章申請書)を公安委員会に提出して行うこととされた(府令第6条の3の2第1項)。

(ウ) 高齢運転者等標章申請書を提出する場合には、

a 運転免許証

b 普通自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証

c 妊娠中又は出産後8週間以内の者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類

を提示しなければならないこととされた(府令第6条の3の2第2項)。

イ 高齢運転者等標章の記載事項変更の届出

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、府令別記様式第1の3の4の届出書（高齢運転者等標章記載事項変更届）に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならないこととされた（法第45条の2第5項、府令第6条の3の3）。

ウ 高齢運転者等標章の再交付の申請

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、府令別記様式第1の3の5の再交付申請書（高齢運転者等標章再交付申請書）及び当該高齢運転者等標章（当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合を除く。）を提出して、その者の住所地を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができることとされた（法第45条の2第3項、府令第6条の3の4）。

エ 高齢運転者等標章の返納

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、

- (ア) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき
- (イ) 法第45条の2第1項第3号に規定する事由（妊娠中又は出産後8週間以内であること）がなくなったとき
- (ウ) 高齢運転者等標章の再交付を受けた後において、亡失した高齢運転者等標章を発見し、又は回復したとき

は、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならないこととされ、これに違反した者について、2万円以下の罰金又は料金を科すこととされた（法第45条の2第4項、法第121条第1項第9号、府令第6条の3の5）。

(3) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び同区間における駐車禁止

ア 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限って同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができることとされ、この場合には、公安委員会は、法第49条第1項の道路標識等（規制標識「時間制限駐車区間（318）」）に補助標識「車両の種類（503-D）」を附置してその旨を表示することとされた（法第49条の2、命令別表第1）。

イ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は駐車をしてはならないこととされ、これに違反した者について、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するとき又はその行為をした場合において放置行為をしたときは15万円以下の罰金を、それ以外のときは10万円以下の罰金を科すこととされた（法第49

条の4、法第119条の2、法第119条の3)。

(4) 高齢運転者等専用場所及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車違反に係る放置違反金、反則金及び基礎点数

高齢運転者等専用場所（法第45条の2第1項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車^{けん}が停車又は駐車をすることができることとされている道路の部分^{けん}をいう。以下同じ。）において法第44条若しくは第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの又は指定駐車場所（法第49条の3第3項の道路標識等により指定されている道路の部分^{けん}をいう。以下同じ。）において法第49条の4の規定に違反して駐車しているものに係る放置違反金、反則金及び基礎点数は、次の表のとおりとされた（令別表第1、令別表第2、令別表第6）。

なお、高齢運転者等専用場所において法第44条又は第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの及び指定駐車場所において法第49条の4の規定に違反して駐車しているものに係る放置違反金及び反則金の額は、高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間（以下「高齢運転者等専用場所等」という。）以外における同種の違反に比して、2,000円高いものとなっている。

名称等	類型	放置違反金 又は反則金	基礎 点数
放置駐車違反（駐 停車禁止場所等（ 高齢運転者等専用 場所等）） （令別表第1の1 の項、令別表第6 の5の項）	高齢運転者等専用場所におい て法第44条の規定に違反して いるもの又は法定駐停車禁止 場所にある指定駐車場所にお いて法第49条の4の規定に違 反しているもののうち、放置 駐車（その行為が放置行為に 該当するときのもの又はその 行為をした場合において放置 行為をしたとき ^{けん} のものをい う。以下同じ。）であるもの	大型車又は 重被牽引車 27,000円	3点
		普通車 20,000円	
		二輪車又は 原付車 12,000円	
放置駐車違反（駐 車禁止場所等（高 齢運転者等専用場 所等）） （令別表第1の3 の項、令別表第6 の8の項）	高齢運転者等専用場所におい て法第45条第1項の規定に違 反しているもの又は法定駐停 車禁止場所以外の場所にある 指定駐車場所において法第49 条の4の規定に違反している もののうち、放置駐車である もの	大型車又は 重被牽引車 23,000円	2点
		普通車 17,000円	
		二輪車又は 原付車 11,000円	

駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）） （令別表第6の11の項）	高齢運転者等専用場所において法第44条の規定に違反しているもの又は法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所において法第49条の4の規定に違反しているもののうち、放置駐車でないもの	大型車 17,000円	2点
		普通車 14,000円	
		二輪車又は原付車 9,000円	
駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）） （令別表第6の14の項）	高齢運転者等専用駐車場所において法第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの又は法定駐停車禁止場所以外の場所にある指定駐車場所において第49条の4の規定に違反しているもののうち、放置駐車でないもの	大型車 14,000円	1点
		普通車 12,000円	
		二輪車又は原付車 8,000円	

3 留意事項

- (1) 高齢運転者等専用場所等の設置に当たっては、対象者のニーズ、当該道路の交通事情等を踏まえつつ、地域住民の理解を得ながら、着実な整備に努めること。
- (2) 高齢運転者等専用駐車区間制度は、制度の対象者である高齢運転者等のみでなく、高齢運転者等専用場所等に駐車をすることができない高齢運転者等以外の運転者にも影響を与える制度であることから、高齢者、障害者、妊婦等を支援する本制度の趣旨及び内容の対象者を含むすべての運転者への周知徹底に努め、制度の円滑な実施を図ること。
この場合において、制度の対象者に対しては、高齢運転者等専用場所等に駐車する場合には交付を受けた高齢運転者等標章を掲出する必要があること、高齢運転者等標章は同標章の交付を受けた高齢運転者等本人が運転し駐車した場合のみ使用できること、及び高齢運転者等専用場所等の設置場所について、重点的に周知すること。
また、高齢運転者等以外の運転者に対しては、これらの者が高齢運転者等専用場所等に停車又は駐車することができないこと及び高齢運転者等専用場所等における違法駐車にはその他の場所に比べて2,000円高い放置違反金又は反則金が課されることについて、重点的に周知すること。
- (3) 改正規定の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項について、職員及び放置車両確認機関に対して指導教養を徹底すること。
- (4) 高齢運転者等専用場所等の設置、高齢運転者等標章の交付、高齢運転者等専用場所等における交通指導取締り等に当たっての留意事項等につ

いては、別途通達するので、指導教養を徹底し、法の施行に誤りのないようにすること。

第2 「駐車可」及び「停車可」の交通規制

1 内容

区間で規制を実施することとされていた指示標識「駐車可（403）」及び指示標識「停車可（404）」について、区間又は場所で規制を実施できるとされた。

2 留意事項

「交通規制基準の制定について」（平成11年10月25日付け警察庁丙規発第28号、丙都交発第21号）により、駐車関係標識の区間内標識には補助標識「区間内（506）」を附置しないものとされているが、平成22年4月19日からは、指示標識「駐車可（403）」及び指示標識「停車可（404）」の区間内標識には、補助標識「区間内（506）」を附置することとされた。

したがって、現在「停車可」又は「駐車可」の規制が実施されている区間を点検し、区間内標識がある場合には、「区間内（506）」を附置すること。

（参考資料）

- 道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）新旧対照条文（抄）及び附則
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）新旧対照条文及び附則
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）新旧対照条文及び附則
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）新旧対照条文及び附則
- 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（平成21年国家公安委員会告示第29号）新旧対照条文及び附則

参考資料 〔略〕